

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公開番号】特開2016-87034(P2016-87034A)
 【公開日】平成28年5月23日(2016.5.23)
 【年通号数】公開・登録公報2016-031
 【出願番号】特願2014-223749(P2014-223749)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

駆動手段と、その駆動手段の駆動力を伝達する伝達手段と、その伝達手段を介して伝達される駆動力により回転動作可能であって、外周面に複数の図形が描かれる動作手段と、を少なくとも備え、前記図形を遊技者が見ることができる態様で構成される遊技機において、

前記伝達手段は、前記駆動手段の正方向への駆動力を前記動作手段へ伝達する正方向伝達手段と、

前記駆動手段の逆方向への駆動力を所定部材へ伝達する逆方向伝達手段と、

前記駆動手段が正方向への駆動力を発生した場合にはその駆動手段の駆動力の前記正方向伝達手段への伝達を許容する一方で前記逆方向伝達手段への伝達を遮断し、前記駆動手段が逆方向への駆動力を発生した場合にはその駆動手段の駆動力の前記正方向伝達手段への伝達を遮断する一方で前記逆方向伝達手段への伝達を許容する切換手段と、を備えることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

発光手段を備えることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、駆動手段と、その駆動手段の駆動力を伝達する伝達手段と、その伝達手段を介して伝達される駆動力により回転動作可能であって、外周面に複数の図形が描かれる動作手段と、を少なくとも備え、前記図形を遊技者が見ることができる態様で構成される遊技機であって、前記伝達手段は、前記駆動手段の正方向への駆動力を前記動作手段へ伝達する正方向伝達手段と、前記駆動手段の逆方向への駆動力を所定部材へ伝達する逆方向伝達手段と、前記駆動手段が正方向への駆動力を発生した場合にはその駆動手段の駆動力の前記正方向伝達手段への伝達を許容する一方で前記逆方向伝達手段への伝達を遮断し、前記駆動手段が逆方向への駆動力を発生した場合

にはその駆動手段の駆動力の前記正方向伝達手段への伝達を遮断する一方で前記逆方向伝達手段への伝達を許容する切換手段と、を備える。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項2記載の遊技機は、請求項1記載の遊技機において、発光手段を備える。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項1記載の遊技機によれば、動作手段の演出を複雑化できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項2記載の遊技機によれば、請求項1記載の遊技機の奏する効果に加え、発光手段により演出効果を向上できる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0960

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0960】

遊技機A1からA11, B1からB12, C1からC10及びD1からD8, E1からE12, F1からF14及びG1からG7のいずれかにおいて、前記遊技機はパチンコ遊技機とスロットマシンとを融合させたものであることを特徴とする遊技機K3。中でも、融合させた遊技機の基本構成としては、「複数の識別情報からなる識別情報列を動的表示した後に識別情報を確定表示する可変表示手段を備え、始動用操作手段(例えば操作レバー)の操作に起因して識別情報の変動が開始され、停止用操作手段(例えばストップボタン)の操作に起因して、或いは、所定時間経過することにより、識別情報の動的表示が停止され、その停止時の確定識別情報が特定識別情報であることを必要条件として、遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる特別遊技状態発生手段とを備え、遊技媒体として球を使用すると共に、前記識別情報の動的表示の開始に際しては所定数の球を必要とし、特別遊技状態の発生に際しては多くの球が払い出されるように構成されている遊技機」となる。

<その他>

本技術的思想は、パチンコ機などの遊技機に関するものである。

パチンコ機等の遊技機において、外周面に複数の図形が描かれた第1回転体および第2回転体を備え、それら第1回転体および第2回転体を回転させて、第1回転体の外周面に描かれた図形と第2回転体の外周面に描かれた図形とをそれぞれ遊技者に視認させる遊技機が知られている(例えば、特許文献1:特開2013-220215号公報)。

しかしながら、上述した従来遊技機では、各回転体ごとにそれぞれ駆動手段が必要とされ、その分コストが高むという問題点があった。

そこで、本願出願人は、上述の遊技機に加えて、1の駆動手段の駆動力を第1回転体および第2回転体にそれぞれの回転状態が異なるように伝達する伝達手段を備える遊技機を開発した(本願出願時未公知)。しかし、この場合、第1回転体および第2回転体による演出は、1の駆動手段を正逆回転させる2通りの態様に限定され、しかも、その2通りの態様は回転における時系列を逆転させた態様に過ぎないので、第1回転体および第2回転体による演出の変化が乏しく、演出が単純化するという問題点を有していた。

本技術的思想は、上記例示した問題点を解決するためになされたものであり、第1回転体および第2回転体の演出を複雑化することができる遊技機を提供することを目的とする

。

< 手段 >

この目的を達成するために、技術的思想1の遊技機は、駆動手段と、その駆動手段の駆動力を伝達する伝達手段と、その伝達手段から伝達される駆動力により回転されると共に外周面に複数の図形が描かれた第1回転体および第2回転体と、を少なくとも備え、第1回転体および第2回転体の図形を遊技者に視認させる遊技機において、前記伝達手段は、第1回転体の回転状態と第2回転体の回転状態とが異なるように前記駆動手段の正方向への回転を前記第1回転体および第2回転体へ伝達する正方向伝達手段と、前記駆動手段の正方向とは反対の逆方向への回転を所定部材へ伝達する逆方向伝達手段と、前記駆動手段が正方向へ回転された場合にはその駆動手段の回転の前記正方向伝達手段への伝達を許容すると共に前記逆方向伝達手段への伝達を遮断し、且つ前記駆動手段が逆方向へ回転された場合にはその駆動手段の回転の前記正方向伝達手段への伝達を遮断すると共に前記逆方向伝達手段への伝達を許容する切換手段と、を備える。

技術的思想2の遊技機は、技術的思想1記載の遊技機において、前記所定部材は、前記第1回転体および前記第2回転体から形成され、前記正方向伝達手段と前記逆方向伝達手段の構造とが異なることにより、前記正方向伝達手段から駆動力が伝達される場合と、前記逆方向伝達手段から駆動力が伝達される場合とで、前記第1回転体および前記第2回転体の回転状態が異なる。

技術的思想3の遊技機は、技術的思想1又は2に記載の遊技機において、前記伝達手段の少なくとも一部が、前記第1回転体または前記第2回転体の少なくとも一方の軸方向端部から内方に張り出して形成される。

< 効果 >

技術的思想1記載の遊技機によれば、回転体の演出を複雑化できる。

技術的思想2記載の遊技機によれば、技術的思想1記載の遊技機の奏する効果に加え、回転体の回転状態を複数通りに構成することができる。

技術的思想3記載の遊技機によれば、技術的思想1又は2に記載の遊技機の奏する効果に加え、回転体の配設スペースを抑制することができる。